

Ⅲ 【参考】用語の説明

(1) 単式学級

同学年の児童生徒のみで編制されている学級。

(2) 複式学級

2以上の学年の児童生徒で編制されている学級。

(3) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定により小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当な児童及び生徒のために置くことができる学級。

(4) 教員（本務者）

当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断される。

(5) 幼保連携型認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」の一部改正により、平成27年4月に学校（幼稚園）及び児童福祉施設（保育所）としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設された学校。

(6) 義務教育学校

「学校教育法」の一部改正（平成28年4月施行）により、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校種として創設された学校。

(7) 中等教育学校

「学校教育法」の一部改正（平成11年4月施行）により、中学校と高等学校を一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。なお、中等教育学校の前期課程は中学校の基準、後期課程は高等学校の基準がそれぞれ準用される。

(8) 特別支援学校

「学校教育法」の一部改正（平成19年4月施行）により、盲学校、聾学校、養護学校を一本化し、障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育等を行う学校種として創設された学校。

(9) 専修学校、各種学校

どちらも学校教育法に規定された学校種であり、専修学校は職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を目的（他の法律に特別の規定があるもの及び日本に居住する外国人を対象とするものを除く。）とされており、各種学校は、学校教育に類する教育を行うもの（他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校の教育を行うものを除く。）とされている。

	専修学校	各種学校
修業年限 修業期間	修業年限は1年以上であること。	修業期間は1年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術等の課程については、3か月以上1年未満とすることができる。
授業時数	昼間学科は1年間に800単位時間以上とする。夜間等学科は1年間に450単位時間以上とする。	修業期間が1年以上の場合、680時間以上を基準とし、1年未満の場合は修業期間に応じて授業時数を減じて定める。
人 数	教育を受ける者が常時40人以上であること。	

（「学校教育法」、「専修学校設置基準」及び「各種学校規程」から抜粋）

※用語の詳細な定義については、文部科学省の「令和6年度学校基本調査」ホームページにある「学校基本調査の手引」や「調査票」を参照願います。